# 官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）


## 目次


〔法　律〕

○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（八六）　四

○医療法等の一部を改正する法律（八七）　六

〔政　令〕

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四一一）　六

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（四一二）　七

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（四一三）　七

〔省　令〕

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一二一）　七

○商標法施行規則の一部を改正する省令（経済産業七九）　八

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境二）　四

〔法規的告示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一五）　五

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同一六）　六

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（同一七）　八

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務三一九）　九

〔その他告示〕

○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産一八八九）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
独立行政法人国際交流基金随意契約　一〇
事前確認公募、企業年金基金清算結了、土地家屋調査士名簿登録等、企業年金基金清算人退任関係　一〇

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一一

会社その他
会社決算公告　一四


## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

（法律第八十六号）（国土交通省）

第１　気象業務法の一部改正

１　洪水の特別警報等の創設

(1)　気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、その旨を示して、洪水についての特別警報をしなければならないものとする。（第十三条の二第一項関係）

(2)　気象庁は、国土交通大臣が指定した海岸について高潮の特別警報をする場合において、水位の変動の状況等に関する情報を必要とするときは、国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができるものとする。（第十三条の二第五項関係）

(3)　気象庁は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について洪水の特別警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況等に関する情報を必要とするときは、国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができるものとする。（第十三条の二第六項関係）

(4)　(2)又は(3)により、情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該情報を提供しなければならないものとする。（第十三条の二第七項関係）

(5)　気象庁は、(4)により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならないものとする。（第十三条の二第八項関係）